

# 商品概要説明書

## 通知貯金

(平成31年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・通知貯金
2. ご利用いただけ る方	・個人及び法人（団体を含む）
3. 期間	・期間の定めはありません。（ただし、7日間の据置期間が必要です）
4. 預入方法	
(1) 預入方法	・一括預入
(2) 預入金額	・50,000円以上
(3) 預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・解約時に一括して払い戻しできます。（ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です）
6. 利 息	
(1) 適用金利	・毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払頻度	・解約時に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4) 税 金	・個人のお客さまは20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。
(5) 金利情報の 入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約 事項	・個人のお客様はマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取 扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象  当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：048-451-1122）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対応する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考となる事項	—